災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、神河町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で、神河町で発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害のうち、震度６弱以上の地震又は被害の大きな津波、豪雨若しくは洪水等によって生じる被害をいう。

（応援要請）

第３条　甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認めるときは、乙に対し応援要請を行うものとする。

（応援要請の手続）

第４条　前条に規定する甲の応援要請は、原則として応援要請書（様式第１号）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、応援要請を口頭又は電話等により行い、その後速やかに応援要請書を乙に送付することにより行うものとする。

（応援業務の実施）

第５条　乙は、第３条に規定する甲の応援要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要に応じて会員を招集し、次に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

(1)　被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査

(2)　被災地における浄化槽等に関する住民相談への対応

(3)　甲が保有する浄化槽等の応急復旧作業

（経費負担）

第６条　応援業務に要する経費は、前条第１号及び第２号に掲げる事項に係るものにあっては乙が、同条第３号に掲げる事項に係るものにあっては甲が負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する経費の額については、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（相互の協議）

第７条　甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（応援のための通行）

第８条　甲は、第３条の規定により応援要請を行ったときは、乙が応援業務を円滑に実施することができるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置の実施に努めるものとする。

（実施報告）

第９条　乙は、応援業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、災害時における浄化槽等の復旧活動等業務実施報告書（様式第２号）及び調査結果等集計表（様式第３号）により報告するものとする。

（損害賠償等）
第１０条　乙は、応援業務の実施の際においては、応援業務に従事する乙の職員及び会員にあっては労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災保険に加入した者を充てるものとし、これらの者が事故等の災害で死亡し、若しくは負傷した場合又は後遺障害が残った場合にあっては同法その他の法令に基づく損害賠償を行うものとする。
（災害対策関係会議等への出席）
第１１条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。
（連絡窓口）
第１２条　この協定に伴う事務は、甲にあっては、神河町　上下水道課、乙にあっては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。
２　甲の組織に変更が生じたときにおける前項に規定する甲の窓口は、変更後の浄化槽等を所管する組織を充てるものとする。
（協定の適用）
第１３条　この協定は、締結の日からその効力を生ずるものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。
（補則）
第１４条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年１１月２２日

甲　神崎郡神河町寺前６４番地
神河町長　山名　宗悟

乙　神戸市中央区港島南町３丁目３番地
一般社団法人　兵庫県水質保全センター
会長　　九坪　登志彦

６４．災害時における物資等の輸送及び仕分け等に関する応援協定書

災害時における物資等の輸送及び仕分け等に関する協定

神河町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害時における物資等の輸送及び仕分け等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、町域内外において大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、食料品及び生活必需品等の救援物資（被災者のために甲が調達する物資及び被災者のために甲に対して甲以外の者から提供される物資をいう。以下同じ。）を速やかに、かつ円滑に輸送等を行うことで、被災者等の生活の安定を図ることを目的とする。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第２条　甲は、災害時において避難所への救援物資の輸送が円滑に行えないと認める場合は、救援物資の荷下ろし、仕分け、登録、分配及び積込みを行い、又は輸送等を行うための拠点となる施設（以下「物資集積・搬送拠点」という。）を設置する。

（要請）

第３条　甲は、物資等の輸送に乙の所属会員が保有する一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して「緊急救援物資輸送要請（報告）書」（様式第１号）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(1) 輸送業務を必要とする車両の車種及び台数
(2) 輸送に係る附帯業務に必要となる機械及び資器材等の台数
(3) 輸送業務に必要となる人員の派遣人数
(4) 応援を必要とする機関
(5) 輸送品目及び数量

（協力）

第４条　乙は、甲から前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の緊急輸送等について、可能な限り協力するものとする。

2　乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（輸送業務継続の協力）

第5条　甲は第3条第1項の規程による業務を乙が実施する際、次の各号の内容について、協力するよう努めるものとする。

(1)　乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の発行。

(2)　罹災状況に係る情報の提供

（報告）

第6条　乙は、第3条1項の規定に基づき応援を行った場合は、「緊急救援物資輸送要請（報告）書」（様式第1号）により速やかに甲に対して報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2　甲は、第3条の規程により要請した内容に変更が生じた場合は、その都度乙に変更内容を通知するものとし、乙が前項の規程により報告した内容に変更を生じた場合は、その都度甲に変更内容を通知するものとする。

（経費の負担）

第7条　第3条の規程に基づく応援に要した費用は、甲が負担する。

2　運賃・料金の算出方法については、災害発生時に於ける当該地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（事故等）

第8条　乙は、提供した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、運行を継続しなければならない。

2　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第9条　第3条の規程による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

災害時における物資の調達に関する協定書

○

○

神　河　町

関西パック株式会社

災害時における物資の調達に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と関西パック株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、甲において地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生した場合（以下【災害時】という。）における、避難所生活に必要な段ボール製品等（以下【物資】という。）の調達について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対し、その保有する物資について優先的な提供を要請することができる。

（物資の種類）

第３条　甲が乙に協力を要請することができる物資は、次に掲げるものとする。

(1)　段ボール製品（間仕切り、ベッド・らくだん等）

(2)　その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する物資

（要請の方法）

第４条　甲の乙に対する協力要請手続は、物資調達要請書（別記様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

２　前項の協力要請手続を円滑に行うため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置くものとし、連絡責任者は、甲にあっては神河町役場住民生活課長とし、乙にあっては乙の加古川工場工場長とする。

３　甲及び乙は、連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初に、災害時における物資の調達に関する協定書連絡先報告書（別記様式第２号）により互いに報告するものとし、期中に異動があった場合も、その都度、同様式により報告するものとする。

（物資の引渡し）

第５条　物資の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲が指定した者を当該場所に派遣して物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲は、乙の指定する場所において、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

（業務報告）

第６条　乙は、業務終了後速やかに業務内容を物資供給業務報告書（別記様式第３号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が甲に提供した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第８条　乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、当該費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して３０日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

（損害への対応）

第９条　この協定に基づく業務を実施する際、乙に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、この期間満了の３０日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き１年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（相互応援体制）

第２条　災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

２　この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の７ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

３　前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

（水道災害対策連絡会議）

第３条　この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

２　連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

３　連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

４　この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

（水道災害対策本部）

第４条　県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

２　対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

３　被災した市町又は水道事業体（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援内容）
第５条　応援活動は、おおむね次のとおりとする。
(1)　情報収集及び連絡調整
(2)　応急給水作業
(3)　応急復旧工事
(4)　前各号に必要な資機材、車両等の拠出
(5)　工事業者の斡旋
(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
２　応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第２号に掲げる事項は兵庫県が、同項第３号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

（応援要請等）
第６条　被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。
２　前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。
３　対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
４　他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
５　他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

（応援要請の手続）
第７条　被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。
(1) 災害の状況
(2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
(3) 必要とする職員等の職種別人員
(4) 応援場所及びその経路
(5) 応援の期間
(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（物資等の携行）

第８条　応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

２　応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

（資料の交換）

第９条　各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年５月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第４号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) 応援体制

(3) 応急備蓄資材保有状況

(4) 前３号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

２　兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

（訓練）

第１０条　各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

（費用負担）

第１１条　第６条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。

(2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。

(3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

２　前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

（補則）
第１２条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（適用）
第１３条　この協定は、平成10年 3 月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその１通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年 3 月16日

兵庫県知事　貝原俊民

神戸市長　笹山幸俊

姫路市長　堀川和洋

尼崎市長　宮田良雄

明石市長　岡田進裕

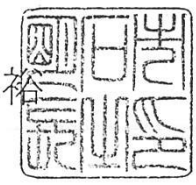

西宮市長　馬場順

洲本市長　中川啓

芦屋市長　北村春江

伊丹市長　松下勉

相生市長　藤田義明

豊岡市長　今井晶三

加古川市長　木下正一

龍野市長　尾西堯

赤穂市長　北爪照夫

西脇市長　内橋直昭

宝塚市長　正司泰一郎

三木市長　加古房夫

高砂市長　大内秀夫

川西市長　柴生　進

小野市長　廣瀬博司

三田市長　塔下真次

加西市長　藤岡重弘

猪名川町長　真田保男

吉川町長　岩波勉

社町長　上石勝也

滝野町長　山本廣一

東条町長　高尾定雄

中町長　清水宏一

加美町長　森野義史

八千代町長　板倉宇三郎

黒田庄町長　東野敏弘

稲美町長　井上芳和

播磨町長　佐伯忠良

家島町長　鍬方志郎

夢前町長　為則政好

神崎町長　足立理秋

市川町長　尾崎光雄

福崎町長　嶋田正義

香寺町長　藤本晃雄

大河内町長　藤田稔太

新宮町長　梅村忠男

揖保川町長　八木捷志

御津町長　山下昭平

太子町長　大村一郎

上郡町長　福井一則

佐用町長　衣笠徹朗

上月町長　石堂則本

南光町長　山田兼三

三日月町長　山口聖治

山崎町長　上木茂志

安富町長　橋本健造

(宍)一宮町長　田路　勝

波賀町長　中田耕一郎

千種町長　小原　朗

城崎町長　藤原秀雄

竹野町長　吉岡　孝

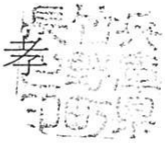

香住町長　青山幸男

日高町長　清水　豊

出石町長　中村正永

但東町長　奥田清喜

村岡町長　岩槻　健

浜坂町長　中村政行

美方町長　中安富士男

温泉町長　村尾保一

八鹿町長　余根田　勉

養父町長　梅谷　馨

大屋町長　才下正義

関宮町長　栃下喜幸

生野町長　羽渕康夫

和田山町長　　小山恒一

山東町長　　水谷岩雄

朝来町長　　井上英俊

柏原町長　　谷口　務

氷上町長　　十倉昭三

青垣町長　　武田信一

春日町長　　滝本信雄

山南町長　　足立梅治

市島町長　吉田照士

篠山町長　瀬戸亀男

西紀町長　森口武治

丹南町長　杉本幸男

今田町長　大上恭平

津名町長　柏木和三郎

淡路町長　戸田種彦

北淡町長　小久保正雄

（津）一宮町長　　上田　弘

五色町長　　砂尾

東浦町長　　新阜京一

緑　　町長　　不動雅宣

西淡町長　　長江和幸

三原町長　　中田勝久

南淡町長　　坂川一弘

阪神水道企業団企業長
山本第四郎

西播磨水道企業団企業長
前田實

西播磨高原上・下水道企業団企業長
福井一則

淡路広域水道企業団企業長
津名町長　柏木和三郎

日本水道協会兵庫県支部長
尼崎市長　宮田良雄

兵庫県簡易水道協会会長
加美町長　森野

６７．　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、神河町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、神河町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

令和４年１月31日

甲）兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
神河町
町長　　山名　宗悟

乙）大阪府大阪市西区川口３丁目３番９号
株式会社ゼンリン　関西支社
支社長　　岩崎　登

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

（定　義）

第１条　本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)　「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2)　「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)　「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)　「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)　「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)　「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

（本約款の適用）

第２条　本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

（本サービスの内容）

第３条　乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

（本サービスの中断・中止）

第４条　乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

２　乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

３　乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

（本データの使用許諾）

第５条　乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)　対象機器上で閲覧すること。

(2)　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第６条　甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
(2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
(3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
(4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
(5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
(6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
(7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
イ） 印刷地図を第５条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
ロ） 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
ハ） 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
ニ） 印刷地図を第三者に配布しないこと。
ホ） 印刷地図のサイズはＡ３判以下とすること。
(8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）
第７条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
２ 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）
第８条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）
第９条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

神河町災害見舞金支給規則

（全文　2ページ）

○神河町災害見舞金支給規則

（平成 24 年 4 月 1 日規則第 8 号）

（目的）

第 1 条　この規則は、本町の区域内で発生した住家災害の被災者に対し、見舞金を支給することにより、被災者の援護を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条　この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により生ずる被害及び火災により生ずる被害をいう。

(2)　被災世帯主　災害により被害を受けた当時、本町の区域内に居住し、住民基本台帳に記載されている者をいう。

(3)　住家　現に自己の居住のため使用している建物をいう。（納屋、作業所、店舗等が母屋と一体的に使用されている場合は、母屋と併せて 1 戸の住家として取扱う。）

(4)　関係者　被災世帯主が死亡している場合に、当該世帯主に代わって見舞金の申請を行う者をいう。

（被害の区分）

第 3 条　被害の区分は、次に定めるところによる。

(1)　住家の全壊、全焼又は流出は、延床面積の 70%以上が被害に遭ったものをいう。

(2)　住家の半壊、半焼は、延床面積の 20%以上 70%未満が被害に遭ったものをいう。

(3)　住家の床上浸水は、床上まで浸水し畳、家財道具等が被害に遭ったものをいう。

（支給対象者）

第 4 条　見舞金の支給対象は、被災世帯主とする。

2　前項の規定において、当該災害により被災世帯主が死亡している場合は、当該世帯主の同居の親族(同居の親族がいないときは、その遺族)に対して見舞金を支給する

3　被災世帯主が賃貸住宅に入居している場合も、前項を適用する。

4　住家の被災世帯主が 2 名以上となる場合で、生計や生活形態(台所、風呂等)が別世帯と判断できる時は、当該世帯ごとに支給する。

（見舞金の額）

第 5 条　見舞金の額は、別表に定める被害の区分により支給する。

［別表］

（見舞金の申請）

第 6 条　見舞金の支給を受けようとする被災者又は関係者は、見舞金申請書(別記様式)により、町長に届け出るものとする。

（被害の認定）

第 7 条　被害の認定は、被災者又は関係者の見舞金申請に基づき、次に掲げる事項を調査のうえ、町長が行う。

(1)　被害の原因

(2)　被害の区分及び程度

(3)　住家の居住状況

(見舞金の支給)

第8条　町長は、前条により被害の認定を行ったときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

(適用除外)

第9条　発生した被害が、被災者の故意又は重大な過失によるものと町長が認めた場合は、この規則は適用しない。

(見舞金の返還)

第10条　町長は、偽りその他不正な手段によって災害見舞金を受給した者があるときは、その者に対し、既に支給した災害見舞金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(補足)

第11条　　この規則に定めるものの他、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行し、平成23年9月3日から適用する。

(例外事項)

2　　本町の区域内に居住し、外国人登録原票に登録されている者については、平成24年7

月9日施行の外国人登録法改正までの間は、この規則を適用させるものとする。

別表(第5条関係)

被害の区分	見舞金額(円)
住家の全壊、全焼又は流出	50,000
住家の半壊、半焼	30,000
住家の床上浸水	10,000

別記様式(第6条関係)

災害見舞金支給申請書